

消防計画及び危害予防規程において
南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域

大 阪 市	北区	梅田1～3丁目、大深町、角田町、小松原町、芝田1～2丁目、曾根崎2丁目、 曾根崎新地1～2丁目、太融寺町、茶屋町、鶴野町、兎我野町、堂島1～3丁目、堂島浜2丁目、 堂山町、中崎西1～4丁目、大淀北1～2丁目、大淀中1～5丁目、大淀南1～3丁目、 豊崎1～7丁目、中津1～7丁目、本庄西3丁目
	都島区	内代1丁目、毛馬町1～2丁目、高倉町1～3丁目、友渕町2～3丁目、中野町3丁目、 東野田町3～5丁目、都島北通1～2丁目、都島中通1～3丁目、都島本通3～5丁目、 都島南通1～2丁目、御幸町1～2丁目
	福島区	全域
	此花区	北港緑地1～2丁目を除く地域
	中央区	淡路町4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、久太郎町4丁目、高麗橋4丁目、 船場中央4丁目、道修町4丁目、平野町4丁目、備後町4丁目、伏見町4丁目、本町4丁目、 南本町4丁目、宗右衛門町
	西区	全域
	港区	全域
	大正区	全域
	浪速区	芦原1～2丁目、稲荷1～2丁目、木津川1～2丁目、久保吉1～2丁目、幸町1～3丁目、 桜川1～4丁目、塩草1～3丁目、敷津西1～2丁目、立葉1～2丁目、大国1～3丁目、 浪速西1～4丁目、浪速東1～3丁目、湊町1～2丁目、元町3丁目
	西淀川区	全域
	淀川区	十八条1～3丁目、西三国1～2丁目、西宮原3丁目、東三国1～6丁目、宮原1～3丁目、 宮原5丁目を除く地域
	旭区	大宮1丁目、高殿2丁目、高殿5丁目、高殿6丁目、中宮1丁目
	城東区	今福西1～6丁目、今福東1～2丁目、今福南2～4丁目、蒲生1～4丁目、 鳴野西1～5丁目、鳴野東3丁目、成育1～4丁目、関目1～4丁目、中央1～3丁目、天王田、 野江1～4丁目
	鶴見区	鶴見1～4丁目、横堤1丁目、横堤4丁目
	住之江区	安立2丁目、南港中4～5丁目を除く地域
	住吉区	上住吉2丁目、墨江1丁目、住吉2丁目、長峽町、東粉浜3丁目
西成区	旭1～3丁目、岸里1～3丁目、北津守1～4丁目、北開1～2丁目、潮路1～2丁目、 千本北1～2丁目、千本中1～2丁目、千本南1～2丁目、橘1～3丁目、玉出中1～2丁目、 玉出西1～2丁目、津守1～3丁目、鶴見橋1～3丁目、出城1～3丁目、中開1～3丁目、 長橋1～3丁目、梅南1～3丁目、松1～3丁目、南津守1～7丁目、南開1～2丁目	

※東淀川区、天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区については、該当地域はありません。